

生涯研修センター愛媛規程第1号

2019年4月26日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「本会」という）として定めた生涯研修センター愛媛に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

生涯研修センター愛媛は、日本社会福祉士会から移管された研修の企画・運営及び本会によって企画・運営される研修の情報把握や対象者への情報提供、ならびに研修参加履歴の管理などを行い、研修企画・運営の全体を把握し効率化を図ることで、社会福祉士の資質向上につなげる。また、県社士会の会員及び県社士会の力量を向上するために、事例研究、実践発表等を通して、社会福祉士としてのソーシャルワーク実践研究を行うとともに、社会福祉士が行う現場実習指導研究や会員相互間の活動内容の調査、検証、研究を行うことを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

- 1 本会において生涯研修センター愛媛と称す機関を置く。
 - 2 生涯研修センター愛媛は、本会の会員で構成する。センター長は、本会会長とする。
-

（機能及び事業内容）

第3条

生涯研修センター愛媛の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

- 1 会員の研修に係る研究及び研修プログラムの開発
- 2 基礎研修、共通研修、専門研修、分野専門研修等の生涯研修制度の運用及び研修履歴の管理
- 3 会員を対象にした継続的な研修プログラムに基づく研修、個別テーマに沿った研修、合宿研修及び新人研修等の企画・運営
- 4 ソーシャルワーク実践研究
- 5 愛媛社会福祉士フォーラム企画運営

- 6 各種調査研究
- 7 その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

(改正)

第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

(補足)

第5条

この規程に定めるもののほか、生涯研修センター愛媛の運営に必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規程は、2019年5月1日から施行する。